

令和6年度山形県さくらんぼ品種転換緊急促進事業（9月補正予算）の概要

1 目的

高温の影響で、令和6年産のさくらんぼのもぎ遅れが大量に発生したため、収穫時期の集中を避け、高温に対応できる「強靱なさくらんぼ産地づくり」を推進することを目的として、栽培面積全体の約7割を占める「佐藤錦」から晩生種等への改植を定額で支援するもの。

2 事業実施期間 令和6年10月8日（交付要綱施行日）～令和7年3月
※ 予算額に達した時点で受付を終了

3 補助対象経費 「佐藤錦」から晩生種等への改植に係る経費
※ 晩生種等：「佐藤錦」と収穫時期を分散できる以下6品種
やまがた紅王（山形C12号）、紅秀峰、紅てまり、大将錦、紅さやか、紅ゆたか

4 事業実施主体 農業協同組合、青果物卸売業者、農業者団体

5 取組主体 山形県内で現に「佐藤錦」を栽培している個人又は法人

6 補助要件

- ① 改植本数が1取組主体につき3本以上であること
- ② 取組主体ごとに改植計画及び植栽図を提出すること
- ③ 令和7年3月末までに植栽を完了すること
- ④ 植栽から4年以内に改植前の「佐藤錦」を伐採すること
- ⑤ 国の果樹経営支援対策事業等の他の事業を重複して活用しないこと

7 補助金の額 定額（2,000円/本）

8 手続きの流れ

